

徳島県立城ノ内中等教育学校給食調理業務委託プロポーザルについて

徳島県立城ノ内中等教育学校

このことについて、プロポーザル参加の意思がありましたら、次のとおり必要書類を提出してください。

- 1 委託業務名 徳島県立城ノ内中等教育学校給食調理業務
- 2 業務の内容 「令和8年度徳島県立城ノ内中等教育学校給食調理業務委託仕様書」のとおり
- 3 提出書類
- ①徳島県立城ノ内中等教育学校給食調理業務企画書
(別紙作成要領により、A4用紙4枚程度で作成すること)
 - ②学校給食従事者の研修計画(実施月、指導内容等)
 - ③年間の県産物使用計画(時期、使用する食材等)
 - ④貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)
 - ⑤納税証明書(法人税、消費税及び法人事業税)
 - ⑥食品衛生監視票
 - ⑦その他参考となる資料(会社の衛生管理マニュアル等)
 - ⑧誓約書(様式5)
- *提出書類①～⑦：原本1部、写し8部
提出書類⑧：原本1部
- 4 提出場所 〒770-0003
徳島県徳島市北田宮1丁目9-30
徳島県立城ノ内中等教育学校 事務室
電話088-632-3711
- 5 提出方法 持参
- 6 提出期限 令和8年2月20日(金)午後4時まで
- 7 その他 本件業務委託は、令和8年度予算の範囲内で実施されるものであり、予算の不成立又は減額により、委託事業の全部又は一部を実施しない場合があります。

(様式5)

誓 約 書

令和 年 月 日

徳島県立城ノ内中等教育学校長 殿

応募者 住 所

名 称

氏 名

給食調理業務の委託を受けるに当たり、下記の要件を全て満たします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 食品衛生法の飲食店営業又はそいざい製造業の営業許可を取得していること。
- (5) 「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じて衛生管理を行っていること。
- (6) 保冷・保温設備のある運搬車等により適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に喫食できるよう配達が可能であること。
- (7) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始若しくは破産法に基づく破産の申し立てをしている者又はこれらの手続き中の者。
 - イ 最近1年間の所得税、法人税又は消費税を滞納している者。
 - ウ 過去5年以内に食品衛生法の営業の禁止又は停止の処分を受けた者。

以上、真実に相違ありません。